

## 一般財団法人山下太郎顕彰育英会 令和5年度事業計画書

(令和5年10月1日から令和6年9月30日まで)

- 1 本会奨学生で、現在奨学金を交付中の大学生50名に対し、学資金の貸与を行う。
- 2 本会奨学生のうち、令和6年3月に在学期を卒業する者を対象に「奨学金返還免除決定書交付式」を行う。
- 3 山下太郎学術研究奨励賞2名以内及び山下太郎地域文化奨励賞3件以内を令和6年6月までに選考し、授与する。また、必要に応じ、選考委員特別賞の授与を行う。
- 4 新規に採用する奨学生を令和6年6月までに選考し、学資金の貸与を行う。募集にあたっては、令和6年の春期又は秋期に大学へ入学する者を対象とし、採用数は原則10名以内とするが、応募状況等により最大12名まで採用する。
- 5 本会奨学生を対象に、令和6年8月、奨学生相互の交流を図るため「奨学生の集い」を開催する。
- 6 横手市からの委託により、山下記念館及び関連施設の維持管理業務と来館者への対応業務を行う。
- 7 山下太郎先生顕彰施設の維持管理、その他本会の目的を達成するために必要な事業を行う。